

第55事業年度 事業及び会務の報告

2020年9月28日開催の第54回定期総会において承認された第55事業年度事業計画では、現執行部における経営方針を以下のとおり定めた。

I. 経営方針

日本公認会計士協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、これまで公認会計士監査の在り方を幾重にも見直し、監査制度改革に積極的に取り組んできました。監査に関する制度的な手当てがここ数年で大きく進められた今こそ、会計監査だけに留まらず、公認会計士業界の10年、20年先を見据え、長期的な視点で会務に取り組んでいくことが必要であると判断し、手塚会長をはじめとする現執行部における3年間のスローガンとして「前進～未来へ」を掲げました。

また、本スローガンを前提として、協会におけるありたい姿・価値観を定義するため、公認会計士法における公認会計士の使命や現在のタグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」をベースに協会の使命を以下のとおり整理しました。

1. 公認会計士に対する社会からの信頼を確立する。
2. 会員のプロフェッショナルとしての資質の向上を支援する。
3. 会員がその資質を発揮して社会に貢献できる場を提供する。

本協会では、整理したこれらの使命から、「ありたい姿」と「価値観」を以下のとおり定義しました。

【ありたい姿】

「会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体」

【価値観】

1. 会員をはじめとするステークホルダーからの信頼を第一とする。
2. 先見性・戦略性・創造性を尊重する。
3. ステークホルダーとの建設的な議論と協働を心がける。
4. 助け合いと協力を尊重し、オープンで生産性の高い会務運営を心がける。

当該ありたい姿となるべく、我々を取り巻く現状を踏まえ、以下の「6つの課題」を認識し、それらの課題に対する「5つの戦略目標」を掲げました。

【6つの課題】

1. 会計監査の在り方改革（特に監査の現場力強化）
2. 会計基準及び監査の基準設定との関わり
3. 企業情報開示の変革への適応
4. 企業活動の変化及び技術革新への適応
5. 公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足
6. 急速な会員数の増加と会員の多様化への適応

【5つの戦略目標】

戦略目標 1. 公認会計士に対する信頼の確立

戦略目標 2. ステークホルダーエンゲージメント

戦略目標 3. 人財の確保・育成

戦略目標 4. 業務開発と収益性（社会からのニーズの充足）

戦略目標 5. 会務運営の生産性・透明性

この5つの戦略目標の達成に向け、事業活動を展開した。

なお、本事業及び会務の報告では、はじめに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応及び継続的専門研修制度の不適切な受講への対応を取り上げ、次いで上記の戦略目標に紐づく主要な施策の状況について記載する。

<新型コロナウイルスへの対応>

1. 決算・監査等への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の上場企業の約7割に相当する3月決算企業の決算・監査に影響を及ぼす懸念があった。協会は、企業関係者、会員及び監査法人関係者の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係行政機関及び関係団体と緊密に連携して、企業の決算業務と監査業務について十分な時間を確保するよう対応に努めた。

具体的には、2020年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、同日に会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出し、会員・準会員に対し、人と人との接触の削減やそのための出勤の抑制、3つの密の回避等の政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請するとともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期（特に計算関係書類の報告期限）についても、一律に延期することが可能となる対応が必要との考えを示した。

また、金融庁に設置された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」に参加し、新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応の在り方を共有・議論した。同協議会において協会は、例年どおりのスケジュールでは決算・監査のための十分な時間が確保できず、企業等の情報開示の適正性や信頼性に重大な影響を及ぼす懸念があったことから、決算と監査の期間の確保について意見を述べ、同協議会から2020年4月15日に、企業及び監査法人に対して決算及び監査業務の遂行に当たって例年とは異なるスケジュールも想定して柔軟かつ適切に対応していくことを求める旨の声明が発出された際には、同日に会長声明「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について」を発出し、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守することを改めて要請するとともに、協議会からの声明の趣旨を踏まえて、企業の関係者と協力して適切に対応することを求めた。

さらに5月7日には、緊急事態宣言が延長されたことを受け、会長声明「緊急事態宣言の延長に対する声明」を発出し、引き続き企業決算及び監査に関わる方々の健康と安全を最優先しつつ、定時株主総会の延期又は継続会の開催の必要性について、企業経営者及び監査役等と十分に議論をし、適時適切に対処するよう要請するとともに、上場会社関係者宛にも監査を担当する責任者との協議を要請した。

これらに加え、自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会や各政党の関係する会議等において、協会の考え方を示した。

この他にも当初予定していた監査手続が実施できない状況が生じたこと等を踏まえ、適切な監査を実施し、資本市場の信頼を確保するため、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を適宜発出し、不確実性の高い環境下における監査上の留意事項について注意喚起した。また、上場企業の監査だけでなく、独立行政法人等が提出する財務諸表等の期限の取扱いについての要望書を主務大臣に提出するほか、法人税の申告期限の延長措置等について国税庁と意見交換・要望の策定を行う等、非営利・公会計分野や租税分野における対応も実施した。

新型コロナウイルス感染拡大の状況は長期に渡り、2021年1月7日に首都圏の一都三県を対象とした緊急事態宣言が再発令された際には、会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」を発出し、政府及び地方自治体の要請に従った適切な行動を取るよう再度の要請を行った。加えて、テレワーク等が行われる中で、適切に監査リスクを評価して監査する必要があること及び

2021年3月期決算からKAM（Key Audit Matters）が適用されることを踏まえ、監査役等と十分なコミュニケーションを行うことを求めて2月4日に日本監査役協会との共同による会長声明「2021年3月期決算への対応について」を発売し、監査役等及び監査人に対し、現下の状況においても、市場機能の維持及び金融機能の維持の観点から、信頼性の高い監査業務の継続を求めている。

なお、協会ウェブサイト上に新型コロナウイルスへの対応に関する専用ページ「新型コロナウイルスへの対応について」を設け、協会や関連団体の公表物を掲載するほか、国際監査・保証基準審議会（IAASB）から公表された、監査実務に関するスタッフ文書を日本語翻訳し掲載するなど、必要な情報を適時に提供している。また、海外に向けての情報発信として、協会が発出した会長声明及び「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を英訳し公表している。

2. 日本公認会計士協会の会務執行

協会では、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、会員である公認会計士事務所及び監査法人において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ業務を実施するに当たっての指針（ガイドライン）を示すとともに、協会会務も、職員の在宅勤務の実施、役員会等の会議のオンライン実施等、役職員の来会を抑制しつつ、会務を平常通り執行すべく体制整備を行った。

また、本年度は当初予定していた多くのイベント等が中止や延期、開催方法の変更を余儀なくされ、従来、対面で開催していたイベント等を、オンラインを用いた開催形式に変更し、新たな形での会務の実施に取り組んでいる。

<継続的専門研修制度の不適切な受講への対応>

2020年9月7日に会員監査法人から継続的専門研修（CPE）におけるeラーニングの不適切な受講（二重受講）について公表された。協会は、同会員監査法人に対する調査を実施し、その結果に基づいて、同会員監査法人に在籍する会員が不適切な受講によって取得したCPE単位を取り消し、CPE制度における必要な措置を実施した。また、会員及び会員監査法人に対する懲戒処分を決定し公表した。

なお、調査過程において、同会員監査法人の退職者及び関連組織在職者による二重受講や、他の会員監査法人における別の不適切な受講（eラーニング研

修の早送り受講)が行われていたことが判明し、CPE単位の取消し及びCPE制度における措置や、懲戒処分の要否について検討し厳正に対処している。

以上の状況を踏まえて、会長声明「継続的専門研修の適切な受講について」を2021年3月9日付けで発出し、全会員に対して、CPEの意義を改めて心に刻み、CPEに真摯に取り組むよう強く要請するとともに、有識者を講師とするCPEの意義に関する研修の実施、CPEの受講状況のモニタリングの強化などの具体的な施策を講じて再発防止に努めるとともに、「CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム」を設置し、より実効性あるCPE制度の在り方についても検討を進め、報告書を取りまとめた。

<戦略目標>

1. 公認会計士に対する信頼の確立

(1) 会計・監査における信頼の確立

2019年7月の定期総会において承認可決された自主規制の機能向上のための会則の一部変更に基づき、実効性・透明性の向上の観点から品質管理レビュー制度を全般的に見直し、2020年7月以降、新制度に基づき2020年度の品質管理レビューを実施している。

加えて、倫理・監査に係る国際的な基準設定においては、公認会計士の意見に偏った基準設定が行われているのではないかと等といった批判を背景に、倫理・監査に係る基準設定主体のガバナンス改革が行われており、我が国においても倫理規則、監査基準委員会報告書等に関する基準設定プロセスを改善するため、倫理委員会及び監査基準委員会有識者懇談会の議事要旨を公表することとした。

また、2020年11月11日付けで、金融庁 企業会計審議会が取りまとめた「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことを受け、同日に会長声明「『監査基準の改訂に関する意見書』の公表を受けて」を公表し、会員に対し、改訂監査基準を今後の監査実務に適切に導入するため監査計画の立案や十分な監査時間の確保に向けて、経営者や監査役等と十分なコミュニケーションを行うことを要請した。

さらに、2021年3月期の上場企業等の金融商品取引法監査における「監査上の主要な検討事項(KAM)」の強制適用に先立ち、2020年3月期の監査において48社がKAMの早期適用を実施した。協会では、強制適用年度における円滑なKAM導入の実務に資するため、早期適用事例の分析や関係者へのアンケート等の結果を「『監査上の主要な検討事項』の早期適用事例分

析レポート」として公表するとともに、「KAMの適用事例セミナー」を開催し、講義内容の一部をウェブサイトにおいて公表する等、会員のみならず、監査役等や投資家等の資本市場関係者にも広く周知を行った。

この他、金融庁が2019年12月に設置し、協会も参加をしている「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」が、2020年3月に取りまとめた報告書において、IPOを目指す企業に対して、質の高い監査が安定的に提供されるための環境整備に向けて、それぞれの関係者に求められる取組が示されたことを踏まえ、協会では2020年7月に「IPO連絡協議会」を設置し施策の具体化に取り組み、IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所のリストの作成等を行うとともに、11月30日には、公認会計士やIPO市場関係者約700名が参加し、「IPO会計監査フォーラム」をオンラインにて開催した。

(2) 高品質かつ信頼ある企業情報開示の確立

近年、企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示にとどまらず、非財務情報を含めた包括的なものとなり、企業と投資家との対話が重視される等、企業情報開示は大きな変化を迎えている。

協会では、企業情報開示がその有用性と信頼性を高めることにより、情報利用者にとっての価値を高めるとともに、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結び付けていくことが重要であるという考えの下、2019年9月に「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置している。

特別委員会では、外部有識者として投資家・社外取締役の参画を得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性及び企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割について検討を実施し、2020年9月に「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～（中間報告）」を公表した。同報告書では、コーポレートガバナンス、投資家スチュワードシップ発揮及び監査・保証の3つの視点から課題の整理と今後の方向性についての考え方を取りまとめている。

(3) 社会貢献活動

近年、公認会計士が果たす役割に対する社会のニーズは拡大しており、

財務諸表監査以外の自治体、震災復興、中小企業支援、教育、貧困及び気候変動といった幅広い分野でSDGsの達成に貢献している公認会計士を紹介した、会計・監査ジャーナル別冊「～SDGsへの公認会計士の貢献～さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士」を発刊した。

加えて、SDGsの達成に対する公認会計士や協会役職員等の意識を高め、公認会計士業界として今後より一層SDGsに取り組んでいくことを広く内外に表明するため、SDGsバッジを作成し、まずは本部・地域会の役職員に配付し着用を推奨している。

また、会計基礎教育の分野では、学習指導要領が改訂され、2021年4月から中学校の社会科の授業、2022年4月から高等学校の公共及び政治・経済の授業において「会計情報の活用」が取り上げられることになったことから、協会では、学校の授業をサポートする教材を作成し公表した。

さらに、「会計」は日常生活にも身近な存在であり、経済活動の主役である国民一人ひとりが会計リテラシーを高めることで、社会の持続活動が維持されることから、生涯の「どの段階で、何を学ぶか」を体系的に整理し、俯瞰的に理解できるよう「会計リテラシー・マップ」を2020年8月に作成し公表している。

(4) 公認会計士及び公認会計士協会の在り方の検討

規律正しく活発に機能する「品格ある活発な資本市場」の実現に向けて、公認会計士が社会から期待される役割を果たすために、公認会計士が自らの使命を改めて心に刻み、使命の自覚を行動に表すきっかけとする場となり、また、資本市場関係者の方々との対話を通じて協働を促す機会になることを願い、JICPAカンファレンスの開催を決定した。

本年度は「品格ある活発な資本市場の形成への貢献」をテーマに、資本市場の様々なステークホルダーを基調講演者・パネリストに迎え、収録配信型のオンラインイベントとして「JICPAオンラインカンファレンス」を開催した（2021年3月18日収録、4月13日・17日配信）。

また、昨今の公認会計士の認知度や評価等を踏まえ、公認会計士のブランディングを行うことを目的とし、会員や主要なステークホルダーに対し、公認会計士に対する意識調査を実施するとともに、2020年12月には「公認会計士ブランディングプロジェクトチーム」を設置し、公認会計士とはどのような存在なのか、また、どのように在るべきなのかといった将来の方向性について検討を継続している。

2. ステークホルダーエンゲージメント

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、官公庁や市場関係者、国際機関等といった様々なステークホルダーとの連携が不可欠である。奇しくも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」をはじめとした様々な場面において、多くのステークホルダーとの関係強化がより一層求められたことから、官公庁、経済界、学術関係者、市場関係者、他士業の専門家団体、国際機関、マスメディア及び国会議員等と積極的に対話を実施し、関係構築に取り組んだ。

3. 人財の確保・育成

協会では、様々な分野で活躍する公認会計士を支援し、活動領域の拡充及び人材の流動化の促進を目的として、社外役員会計士や組織内会計士のネットワークを設けており、2021年3月末時点の登録者数は、公認会計士社外役員ネットワークが1,415名（賛助会員997名）、組織内会計士ネットワークが2,174名（賛助会員476名）となっている。これらのネットワークにおいては、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、研修会やネットワーキング活動を実施している。

加えて、社外役員に公認会計士の登用を検討している企業と社外役員への就任を希望する公認会計士をつなぐ「社外役員候補者紹介システム」を整備し運用を開始した。

また、協会では、女性会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを2018年に設定している。2020年の公認会計士試験合格者の女性比率は過去最高の24.6%に達し、「2030年度までに公認会計士試験合格者数の女性比率30%」のKPIを達成すべく、2021年3月6日に女子学生向けイベント「探している女性たちへ～the Right Choice Day」を開催する等、公認会計士の魅力向上に努めた。

4. 社会からのニーズの充足

協会では、主として現行税制の問題点等に関する意見・要望を取り上げる「税制改正意見・要望書」及び変化する社会情勢からその問題点を見出し、政策手段の一つとして、中期的に税制はどう在るべきかという観点での「提言」の取りまとめを毎年実施しているところである。本年度においては、こ

れらに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその防止策が世界規模に及ぶという未曾有の事態が生じ、我が国経済も影響を受けていることを踏まえ、緊急事態宣言解除後の「新たな日常」と「経済及び企業再生」を前提に「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望－税制改正意見・要望書別冊－」を取りまとめ公表した。

また、経済産業省では予算の執行に関して契約や補助金等の執行手続の在り方を検討するために「調達等の在り方に関する検討会」を2020年6月に設置し、2021年1月に報告書を公表している。協会は、持続化給付金事業の中間検査に助言する第三者専門家を推薦するとともに、公共調達の在り方全般についても検討を行う為、「公共調達の在り方に関するプロジェクトチーム」を2020年7月に設置し、2021年3月に報告書を公表した。

その他、2016年4月1日に施行された改正農業協同組合法により、2019年10月以降、貯金量200億円以上の農業協同組合、負債200億円以上の農業協同組合連合会は会計監査人による監査を受けることが義務付けられたことから、協会では農協への初年度監査の実施状況及び課題の把握を行い、「農協監査の動向と今後の展望」について研修会を開催した。

5. 会務運営の生産性・透明性

多くの戦略目標を達成するためには、協会がより生産性の高い組織へと変貌を遂げることが不可欠であり、ガバナンスの在り方の見直しや職員の働き方改革の推進等、組織改革に取り組んでいる。

特に、協会のガバナンスと執行の在り方については、2020年2月に「協会のガバナンスと執行の在り方検討プロジェクトチーム」を設置し、会務の迅速性・透明性確保策の検討や、会員属性の多様化等に伴う、協会の会務運営を担う役員の組織体制及び選出方法等について検討を実施しており、2021年頭には、地域会毎に意見交換会を開催し、現在までの検討状況を説明するとともに会員からの意見聴取を実施した。

なお、単一会として会員に対し十分なサービスを提供するため、本部と地域会の活動の体系及び本部と地域会の役割分担の整理にも着手し、現状把握を行い、今後の在り方の検討を実施している。

また、2019年10月に中止を決定した「基幹システム更改プロジェクト」については、中止に至った原因を明らかにするとともに、再発防止策の提言を行うことを目的に「基幹システム更改プロジェクト調査委員会」を組織し、検証を進め、2020年4月に調査報告書が取りまとめられた。同報告書内で指

摘された問題点を受け、2021年2月に「IT中期計画」を作成した上で、協会内で横断的にプロジェクトを取りまとめる職員の選任を行うなど、執行部の任期によらず継続的な監督ができる体制の整備に取り組んだ。

加えて、多様化する会務拡大に伴い、2020年4月より普通会費の値上げ等を実施したが、会員の便益に資する重要な協会活動や次期会員データウェアハウス構想等、将来に想定される支出の財源を確保するため、コスト削減や会費構造の見直し等、持続可能な協会財政の在り方を議論するとともに、予実管理や財務に係る適正な情報開示等の透明性についても、継続して検討する必要があることから、2020年9月に「財政構造改革プロジェクトチーム」を設置し、会員の便益に資する協会活動のための財政基盤の確保及び財政ガバナンスの確立の検討を実施している。

<ガバナンスの状況>

本事業年度末日現在、役員構成は、手塚会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、山浦久司明治大学名誉教授及び大場昭義日本投資顧問業協会会長が、監事のうち1名には、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から協会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名（清水湛弁護士及び伏屋和彦一般社団法人日本内部監査協会会長）、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名（島崎憲明野村ホールディングス株式会社社外取締役及び高橋理一郎弁護士）の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問7名で構成されている。

泉谷 直木 （一般社団法人日本IR協議会会長/アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問）

清田 瞭 （株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO）

櫻井 龍子 （元最高裁判所判事）

島崎 憲明 （野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告基準財団評議員）

進藤 孝生 （日本製鉄株式会社代表取締役会長/一般社団法人日本経済団体連合会副会長）

坂東 真理子（学校法人昭和女子大学理事長・総長/元内閣府男女共同参画局長）

伏屋 和彦 （一般社団法人日本内部監査協会会長）

※ 肩書・役職は2021年3月31日現在

以 上